

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：神河町下水道事業会計

事業名	特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	平成2年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	神河町	職員数※（H19. 4. 1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	288円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	7,812
累積欠損金（百万円）	568	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.531
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率※（%）	21.5（H19）
		経常収支比率※（%）	94.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年11月7日 合併前市町村：神崎町・大河内町] 平成19年度より旧大河内町特別会計を旧神崎町企業会計（法適）へ移行している。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	神河町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	神河町長 足立理秋
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	町ホームページ・広報等・9月定例議会において説明
基本方針	<p>下水道施設及び面整備は100%完了し、水洗化率も96%となっている。しかし、平成2年度に供用開始した農集処理施設の一部老朽化に伴い、機器更新事業を行なう。また近年の大型化する台風や災害に備えマンホールソフの非常用発電機を設置し災害対策を行なう。今後は一部管渠の布設を見込むが、大幅な施設建設・改良工事は凍結する。</p> <p>又経営健全化のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未接続家屋の早期つなぎ込みの指導、未接続家屋等の特別管理料賦課による収入増 ・使用料値上げ（H20年度・平成23年度）による収入増及び経費の節減 <p>最終的に収支が安定するよう企業努力を行う。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	94	84	0	178
	補償金免除額	15	22	0	37
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	53	13	0	65

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	94,297	84,041		178,338
合 計 (A)		94,297	84,041	0	178,338
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		94,297	84,041	0	178,338

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	51,237	11,726		62,963
合 計 (A)		51,237	11,726	0	62,963
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		51,237	11,726	0	62,963

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>兵庫県のすすめる生活排水99%大作戦にのっとり、早期に下水道整備を着手した神河町（旧神崎町・大河内町）は平成12年3月1日に最後の処理施設が供用開始し、下水道普及率は100%となった。また施設の建設だけでなく、運転管理の要（かなめ）である集中監視システムを導入し、水質や施設を合理的かつ安全に管理運営できるよう整備を行なった。しかしながら、中山間地で河川が多い当町の地形上建設費用がかさみ（資本費単価特環 全国平均358円/m³ 神河町463円）、それによる起債償還も下水道経営を圧迫させている。また料金収入においても人口が減少となる中、未接続家屋・空き屋等に特別管理料を賦課するなど収入増を図っているが、（使用料回収率特環 全国平均28.9% 神河町24.1%）人頭制（人数割料金）を導入している当町下水道会計の収入増は困難を極めている。</p>														
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>定員管理の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 合併前・後においても人員削減は行なっているが更に人件費の圧縮を行なう。 類似団体比較（職員数 法適用企業 人口3万人未満町村 全国平均4名 神河町4名） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>経費の節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 草刈等企業職員で作業が可能なものは直営で行い、電力料金の契約見直し、汚泥減量化等維持管理費削減に努力している。しかし下水道料金徴収業務は全ての家庭が口座振替に出来ていないので、早急に移行事務を図る必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>下水道料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 累積欠損金が年々増加する中、早期に収益を改善する必要があり、料金の改定を行なう必要がある。 現状の料金設定 基本料金3,150円+人数割り1人当たり315円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	定員管理の適正化	合併前・後においても人員削減は行なっているが更に人件費の圧縮を行なう。 類似団体比較（職員数 法適用企業 人口3万人未満町村 全国平均4名 神河町4名）		課 題 ②	経費の節減	草刈等企業職員で作業が可能なものは直営で行い、電力料金の契約見直し、汚泥減量化等維持管理費削減に努力している。しかし下水道料金徴収業務は全ての家庭が口座振替に出来ていないので、早急に移行事務を図る必要がある。		課 題 ③	下水道料金の適正化	累積欠損金が年々増加する中、早期に収益を改善する必要があり、料金の改定を行なう必要がある。 現状の料金設定 基本料金3,150円+人数割り1人当たり315円		課 題 ④	
課 題 ①	定員管理の適正化														
合併前・後においても人員削減は行なっているが更に人件費の圧縮を行なう。 類似団体比較（職員数 法適用企業 人口3万人未満町村 全国平均4名 神河町4名）															
課 題 ②	経費の節減														
草刈等企業職員で作業が可能なものは直営で行い、電力料金の契約見直し、汚泥減量化等維持管理費削減に努力している。しかし下水道料金徴収業務は全ての家庭が口座振替に出来ていないので、早急に移行事務を図る必要がある。															
課 題 ③	下水道料金の適正化														
累積欠損金が年々増加する中、早期に収益を改善する必要があり、料金の改定を行なう必要がある。 現状の料金設定 基本料金3,150円+人数割り1人当たり315円															
課 題 ④															
留意事項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	65	126	28	111	63	219	111	119	92	103		
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	138	150	94	104	143	204	197	200	204	185		
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	70	111				25		5				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	1	1	1			2	1	1	1	1	1	
	9. そ の 他												
	計 (A)	274	388	123	215	206	450	309	325	297	289		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)													
純 計 (A)-(B) (C)	274	388	123	215	206	450	309	325	297	289			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	157	266	2		1	142		10				
	うち 職 員 給 与 費	16	15				4		4				
	2. 企 業 債 償 還 金	117	133	171	251	205	354	347	353	335	350		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	274	399	173	251	206	496	347	363	335	350			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		11	50	36		46	38	38	38	61			
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		11	50	36		46	38	38	38	61		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他												
計 (F)		11	50	36		46	38	38	38	61			
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
積 立 金 現 在 高													
企 業 債 現 在 高	企 業 債 現 在 高	5,225	5,197	5,054	4,914	4,772	7,458	7,110	6,757	6,423	6,080		
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	5,225	5,197	5,054	4,914	4,772	7,458	7,110	6,757	6,423	6,080		
	うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	150	146	149	147	140	220	200	191	185	179		
	うち 基 準 内 繰 入 金	17	7	5	45	140	220	200	191	185	179		
	うち 基 準 外 繰 入 金	133	139	144	102								
	うち料金収入に計上すべき繰入等												
	うち赤字補てん的なもの	133	139	144	102								
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	138	150	94	104	143	204	197	200	204	185		
	うち 基 準 内 繰 入 金	52	54	53	52	56	83	65	53	18	18		
	うち 基 準 外 繰 入 金	86	96	41	52	87	121	132	147	186	167		
	うち赤字補てん的なもの	86	96	41	52	87	121	132	147	186	167		

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成〇年度 (計画初年度)	平成〇年度 (計画第2年度)	平成〇年度 (計画第3年度)	平成〇年度 (計画第4年度)	平成〇年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		268	267	275	216	221					
	(1) 営 業 収 益 (B)		72	74	78	68	68					
	ア 料 金 収 入		72	74	75	68	68					
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	3	0	0					
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0					
	(2) 営 業 外 収 益		196	193	197	148	153					
	ア 他 会 計 繰 入 金		196	193	197	148	153					
	イ そ の 他		0	0	0	0	0					
	2 総 費 用 (D)		176	162	153	143	131					
	(1) 営 業 費 用		77	65	60	52	44					
	ア 職 員 給 与 費		15	16	6	52	9					
	うち 退 職 手 当		0	0	0	7	0					
	イ そ の 他		62	49	54	0	35					
	(2) 営 業 外 費 用		99	97	93	91	87					
	ア 支 払 利 息		99	97	93	91	87					
雨 水 分 利 息												
汚 水 分 利 息		99	97	93	91	87						
うち一時借入金利息		0	0	0	0	0						
イ そ の 他		0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		92	105	122	73	90						
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		62	40	40	75	76					
	(1) 地 方 債		23	10	15	69	68					
	(2) 他 会 計 補 助 金		5	10	0	0	0					
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		26	12	17	0	0					
	(6) 工 事 負 担 金		7	7	2	1	4					
	(7) そ の 他		1	1	6	5	4					
	2 資 本 的 支 出 (G)		149	139	162	147	148					
	(1) 建 設 改 良 費		56	29	39	1	1					
	うち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0					
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		93	110	123	146	147					
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0					
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0					
	(5) そ の 他		0	0	0	0	0					
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-87	-99	-122	-72	-72						

区 分	年 度					平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5	6	0	1	18					
積 立 金 (K)	5	4	1	1	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		0	1	0	0					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0	0	0	0					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	2	0	0	18					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		2								
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	0	0	0	0	18				
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0				
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99.6	98.2	99.6	74.7	79.5					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	72	74	75	68	68					
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	3,382	3,306	3,197	3,119	3,040					
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,382	3,306	3,197	3,119	3,040					
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	196	193	197	148	153					
うち基準内繰入金	48	49	49	68	37					
うち基準外繰入金	148	144	148	80	116					
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0					
うち赤字補てん的なもの	148	144	148	80	115					
資 本 的 収 支 分	5	15	0	0	0					
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0					
うち基準外繰入金	5	15	0	0	0					
うち赤字補てん的なもの	5	15	0	0	0					

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	30.0	26.5	26.3	25.8	31.6	31.3	35.8	35.9	35.9	39.7	
総収支比率(法適用) (%)	70.0	70.2	68.5	67.7	66.4	65.4	66.0	66.5	65.8	69.4	
経常収支比率(法適用) (%)	70.0	70.2	68.5	67.7	66.4	65.4	66.0	66.5	65.8	69.4	
営業収支比率(法適用) (%)	46.3	49.3	44.0	42.3	43.1	44.1	49.3	50.5	50.1	56.0	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	112.9	217.2	342.7	465.6	585.6	475.3	526.1	628.8	733.2	744.1	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	99.6	98.2	99.6	74.7	79.5	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	52.1	49.3	61.3	58.6	49.5	51.9	50.4	48.8	47.6	49.2
	うち基準内繰入金 (%)	5.9	2.4	2.1	17.9	49.5	51.9	50.4	48.8	47.6	49.2
	うち基準外繰入金 (%)	46.2	47.0	59.3	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	46.2	47.0	59.3	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	47.9	50.7	38.7	41.4	50.5	48.1	49.6	51.2	52.4	50.8
	うち基準内繰入金 (%)	18.1	18.2	21.8	20.7	19.8	19.6	16.4	13.6	4.6	4.9
	うち基準外繰入金 (%)	29.9	32.4	16.9	20.7	30.7	28.5	33.2	37.6	47.8	45.9
	うち赤字補てん的なもの (%)	29.9	32.4	16.9	20.7	30.7	28.5	33.2	37.6	47.8	45.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年度及び平成23年度に料金改定を行なう予定。 現状基本料金 3,150円＋人数割1人当たり315円 20年度改訂基本料金3,600円＋人数割1人当たり360円(前年度比14.28%)23百万増収 23年度改訂基本料金4,000円＋人数割1人当たり400円(前年度比11.11%)43百万増収。
2 他会計繰入金の見込み	現在下水道会計は元利償還金相当額を一般会計から繰り入れをせざるを得ない状況である。しかしながら、下水道の普及率も100%となり、今後大規模投資がないことから繰入金は減少する。また基準外繰り入れについては、平成21年度、平成23年度に行う料金改定により減少する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度管渠布設工事を予定し、その後の資本投資は凍結する予定。事業費約10百万円)資産売却は予定なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	なし。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>課題①当町のような人口の少ない町村では総収支比率が低い。人件費は特に支出上からウエイトを占める割合が高いため職員数は出来るだけスリムにする必要がある。町全体の職員数としては平成18年度187人・平成19年度184人・平成20年度180人・平成21年度176人・平成22年度172人となっている。(第一次神河町行財政改革大綱より引用) 当下水道事業企業会計についても平成17年11月7日の合併以前から職員数は段階的に減少させている。後述V繰上げ償還に伴う経営改革促進効果参照。</p> <p>課題①すべて人事院勧告どおり実施している。地域手当19年1月より廃止。</p> <p>課題①町村会準則に基づき、県下12町と調整し行政職棒給表(二)を引用し、2級制にしており、昇格制度はない。なお、技能労務職員の給与の状況、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容公表を明示した取組方針の公表については、国の基準に準じた内容により、平成20年3月末までに行う。</p> <p>課題①定年退職、普通退職においては、特昇は実施していない。ただし、勸奨退職の場合、退職の日前3箇月以内について、特昇させることができるとしている。合併をして2年となりますが、まだまだ職員数が多い状況であり、適正な職員数にするため勸奨退職を積極的に募っている段階であり、それを促すため昨年、勸奨退職の場合のみにおいて特昇することを規定したばかりである。今後適正な職員数となったときは、廃止に向け取組む。</p> <p>課題①現在実施していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題②例えば単純機器部品の交換、施設樹木の剪定、施設用地の草刈等企業職員でできる直営作業は当然のこと、下水道処理施設の維持管理費に大きなウエイトを占めている電力費の契約の見直し(実施済)下水道汚泥の減量化(汚泥濃縮槽での中間水排出による量の減量化実施済み)等維持管理費削減に努力している。また平成19年度をもって下水道料金徴収業務を地元管理組合より口座振替に移行し、管理手数料の削減・徴収業務の効率化を図っている。しかし4処理区(大河内・本村・大川原・川上処理区)においては移行業務を完了していないので、早期に移行できるよう努力する。</p> <p>課題②農集事業平成2年度供用開始、特環平成9年度供用開始。当時から下水道全処理施設(特環3・農集5)を委託済み。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題③平成20年度及び平成23年度に料金改定を行なう。 現状基本料金 3,150円＋人数割1人当たり315円 20年度改訂基本料金3,600円＋人数割1人当たり360円(前年度比14.28%) 23年度改訂基本料金4,000円＋人数割1人当たり400円(前年度比11.11%) これにより平成20年度には23百万円(19年度ベースで考えて)平成23年度には43百万円の増収が見込める。 累積欠損金については、平成18年度末の累積欠損金666百万円、平成19年度末916百万円、累積欠損金比率も600.0%、497.1%(H19年度より旧大河内下水特別会計法適用)となっており、一時的に改善はするが、その後も増え続ける。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	 町ホームページ、広報等により公表。 第1次長期総合計画策定時に設定された指標等に基づく事業評価(行政評価システム)を構築し、PDCAサイクルによる行政評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用していく。最終的には、内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムの構築を図る。現状は評価業務をおこなっていないが、早期に着手する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	企業会計は、独立採算制を目指すことから人件費は特に支出の上からウエイトを占める割合が高いため職員数は出来るだけスリムにする必要がある。平成17年11月7日の合併以前から旧神崎企業会計、旧大河内特別会計とも職員数は段階的に減少はさせている。具体的には平成13年度に水道下水道統合を図り（旧大河内特別会計は平成12年度）、平成14年・平成15年度・平成16年度で1名ずつ、旧大河内特別会計を企業会計へ移行した平成19年度においても更に1名減っている。更に今後の退職者（平成19年度1名）の補充はなしで人件費の圧縮を図るが、水道下水とも最低人員で業務を遂行しており、現状を維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営効率化については、旧大河内特別会計を平成19年度に法適化（一部適用）し、独立採算制をめざし収支の均衡をはかるよう努力している。また料金事務関係も全町民すべてが口座振替により管理手数料を削減できるよう今後とも努力する。繰越欠損金については会計上累積を重ねるが、平成20年度には23百万円（平成19年度ペースで考えて）平成23年度には43百万円の増収により緩和する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	建設にかかる費用が多くなった下水道事業において企業償還金も多大となっている。前にも述べたが当町は総収支比率が低く料金収入で維持管理費（施設運転費用と人件費）をまかなう程度の体力しかない。不本意ながら一般会計からの基準外の繰り入れを今後とも続けていくしか方法がない。しかし、今後大幅な建設の投資はなく減価償却費も減少し、料金改定による収入増が見込めるため基準外繰入金も減少する。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	10,528	10,530	10,469	10,421	10,256		10,090	9,990	9,890	9,790	9,690	
	A 増減	-16	2	-61	-48	-165		-166	-100	-100	-100	-100	
	水洗便所設置済人口(人)	9,847	9,972	10,039	9,978	9,727		9,807	9,710	9,613	9,545	9,448	
	B 増減	235	125	67	-61	-251		80	-97	-97	-88	-97	
	水洗化率(%)	93.5	94.7	95.9	95.7	94.8		97.2	97.2	97.2	97.5	97.5	
	C 増減	2	1.2	1.2	-0.1	-0.9		2.4	0.0	0.0	0.3	0.0	
	有収水量(m³)	1,168,307	1,196,996	1,243,324	1,230,236	1,257,824		1,450,000	1,460,000	1,470,000	1,480,000	1,490,000	
	D 増減	39,495	28,689	46,328	-13,088	27,588		192,176	10,000	10,000	10,000	10,000	
	② 使用料単価(円/m³)	139	138	135	131	128		126	143	142	141	155	
	E 増減	4.0	-1.0	-3.0	-4.0	-3.0		-2.0	17.0	-1.0	-1.0	14.0	
③ 料金改定率(%)	-	-	-	-	-		-	14.28	-	-	11.11		
F 増減	-	-	-	-	-		-	14.28	-	-	11.11		
④ 取納率(%)	-	98.5	98.9	98.5	98.6		99.2	99.4	99.4	99.6	99.6		
G 増減	-	-	0.4	-0.4	0.1		0	0.6	0.2	0.0	0.2		
H 増減	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	23,629	28,860	35,427	32,928	33,085		40,500	46,000	46,000	46,000	51,000	
	増減	1,556	5,231	6,567	-2,499	157		7,415	5,500	0	0	5,000	
	職員数(人)	7	6	5	5	5		4	4	4	4	4	
	増減	0	-1	-1	0	0		-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	管理運営費(千円)	540,820	623,231	639,589	653,374	638,368		638,368	638,368	638,368	638,368	638,368	
	I 増減	31,931	82,411	16,358	13,785	-15,006		0	0	0	0	0	
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	51	59	61	63	62		63	64	65	65	66	
	J 増減	3	8	2	2	0		1	0	2	0	0	
	汚水処理原価(円/m³)	463	520	514	508	405		402	399	396	393	390	
	K 増減	72	57	-6	-6	-103		-3	-3	-3	-3	-3	
⑦ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	133	122	116	118	102		101	100	99	99	98		
L 増減	-10	-11	-6	2	-16		-1	-1	-1	-1	0		
M 増減	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
⑧ 使用料回収率(%)	30.0	26.5	26.3	25.8	31.6		31.3	35.8	35.9	35.9	39.7		
(E/K×100)	増減	-5.3	-3.5	-0.3	-0.5	5.8		-0.3	4.5	0.0	3.9		
⑨ 累積欠損金比率(%)	112.9	217.2	342.7	465.6	585.6		475.3	526.1	628.8	733.2	744.1		
増減	-	-104.3	-125.5	-122.9	-119.9		110	-51	-103	-104	-11		
⑩ 企業債現在高(百万円)	8,607	8,503	8,251	8,033	7,812		7,458	7,110	6,757	6,423	6,080		
増減	125	-104	-252	-218	-221		-354	-348	-353	-334	-343		
収入の確保	使用料収入	90	91	93	93	92		160	183	183	183	203	
	改善額	0	0	0	0	0		0	23	23	23	43	
	①有収水量の増加							0					
	②使用料の適正化							0	23	23	23	43	
	③取納率の向上							0					
④その他													
改善額							0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	管理運営費	541	623	640	653	638		638	638	638	638	638	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの												
	改善額	0	15	21	21	22		79	6	6	6	6	
	⑤職員給与と費の適正化	0	6	12	12	13		43	6	6	6	6	
	維持管理費(上記以外)の適正化		9	9	9	9		36	0	0	0	0	
	うち職員給与と費中の退職手当												
⑥その他(口座振替による委託料削減)							1						
改善額	0	0	0	0	0		0	1	0	0	0	0	
計画前5年間改善額 合計							79	改善額 合計					143

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 37